

広島県告示第二百九十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第九百七十一号で指定した海岸保全区域のうち、安芸津港海岸風早地区海岸灘山地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 海岸名
安芸津港海岸
 - 二 地区海岸名
風早地区海岸
 - 三 地先海岸名
灘山地先海岸
 - 四 区域
 - 五 点の位置
- 基点一から基点一六までの各点を順次結んだ線及び基点一六から補助点一六の一、一四の一、一二の一、一一の一、一〇の一、七の一、六の一、五の一、四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

基準点 三等三角点「風早」東広島市大字風早字山本二〇一一（北緯三四度一九分〇〇秒七五八一、東経一三三度四八分一五秒六三〇四）

基点一 基準点から一〇五度の方向一、七四〇メートルの点

基点二 基点一から二五度の方向七メートルの点

基点三 基点二から一九六度の方向一九メートルの点

基点四 基点三から二六度の方向四六メートルの点

基点五 基点四から一度の方向七三メートルの点

基点六 基点五から九〇度の方向二六メートルの点

基点七 基点六から一度の方向六七メートルの点

基点八 基点七から八五度の方向二メートルの点

基点九 基点八から三五七度の方向六メートルの点

基点一〇 基点九から八六度の方向四〇メートルの点

基点一一 基点一〇から三五五度の方向九四メートルの点

基点一二 基点一一から二七六度の方向一五メートルの点

基点一三 基点一二から二六二度の方向二メートルの点

基点一四 基点一三から二七七度の方向六一メートルの点

基点一五 基点一四から三四八度の方向八二メートルの点

基点一六 基点一五から六〇度の方向七メートルの点
補助点一の一 基点一から八二度の方向四六メートルの点

補助点四の一 基点四から一〇九度の方向五六メートルの点
補助点五の一 基点五から一三二度の方向七六メートルの点
補助点六の一 基点六から一三五度の方向七二メートルの点
補助点七の一 基点七から一三一度の方向六七メートルの点
補助点一〇の一 基点一〇から一一四度の方向一一三メートルの点
補助点一一の一 基点一一から五七度の方向一二三メートルの点
補助点一二の一 基点一二から一七度の方向五二メートルの点
補助点一四の一 基点一四から四八度の方向六九メートルの点
補助点一六の一 基点一六から一一五度の方向六六メートルの点